

香川労働局発表
令和6年1月26日(金)

【照会先】
香川労働局 職業安定部 職業対策課
職業対策課長 片岡 伸二
高齢者対策担当官 横井 陽子
電話 087-811-8923

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (令和5年10月末時点)

～外国人労働者数、外国人を雇用する事業所数ともに過去最高～

香川労働局は、令和5年10月末時点の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務付けています。

【届出状況のポイント】

- 外国人労働者数は12,302人で、前年比2,028人増加し、届出が義務化された平成19年以降過去最高で、対前年増加率は19.7%と前年の3.2%から16.5ポイント上昇。
- 外国人を雇用する事業所数は1,980所で、前年比135所増加し、届出義務化以降過去最高。
- 国籍別では、ベトナムが最も多く3,433人(外国人労働者数全体の27.9%)、次いでインドネシア2,064人(同16.8%)、中国2,012人(同16.4%)の順。
- 在留資格別では、「技能実習」が5,691人で外国人労働者数全体の46.3%となっており、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」3,651人(同29.7%)、「身分に基づく在留資格」が1,842人(同15.0%)の順。

※ 届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者(特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く)であり、数値は令和5年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

(添付資料)

- 別添1 香川労働局における「外国人雇用状況」の届出状況【概要版】(令和5年10月末時点)
- 別添2 香川労働局における「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】(令和5年10月末時点)
- 別添3 香川労働局における「外国人雇用状況」の届出状況表一覧(令和5年10月末時点)

香川労働局における「外国人雇用状況」の届出状況【概要版】

(令和5年10月末時点)

1 外国人労働者の状況

○労働者全体の状況について（本文1㉞）

外国人労働者数は12,302人。

前年比で2,028人増加し、届出が義務化された平成19年以降過去最高で、対前年増加率は19.7%と、前年の3.2%から16.5ポイント上昇。

国籍別では、ベトナムが最も多く、3,433人（全体の27.9%）、次いでインドネシア2,064人（同16.8%）、中国2,012人（同16.4%）の順。

在留資格別では、「技能実習」5,691人で、全体の46.3%となっており、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」3,651人（同29.7%）、「身分に基づく在留資格」が1,842人（同15.0%）の順。

○国籍別の状況（本文2㉞）（[参考表-3]）

外国人労働者数 上位3か国

・ベトナム	3,433人	（全体の27.9%）	[前年比 12.5%増加]
・インドネシア	2,064人	（全体の16.8%）	[前年比 53.7%増加]
・中国	2,012人	（全体の16.4%）	[前年比 5.6%増加]

増加率 上位3か国

・インドネシア	2,064人	[前年比 53.7% (721人) 増加]
・タイ	104人	[前年比 38.7% (29人) 増加]
・ミャンマー	726人	[前年比 29.9% (167人) 増加]

○在留資格別の状況（本文3㉞）（[参考表-3]）

外国人労働者数 上位3資格

・技能実習	5,691人	（全体の46.3%）	[前年比 16.5%増加]
・専門的・技術的分野の在留資格	3,651人	（全体の29.7%）	[前年比 53.0%増加]
・身分に基づく在留資格	1,842人	（全体の15.0%）	[前年比 1.4%増加]

増加率 上位2資格

・専門的・技術的分野の在留資格	3,651人	[前年比 53.0% (1,265人) 増加]
・技能実習	5,691人	[前年比 16.5% (804人) 増加]

減少率 上位2資格

・特定活動	442人	[前年比 15.5% (81人) 減少]
・資格外活動（うち留学）	553人	[前年比 1.4% (8人) 減少]

・平成31年4月に創設された「特定技能」の労働者数は2,624人[別表9]

2 外国人を雇用する事業所の状況

○ 事業所全体の状況について（本文1㉮）

外国人を雇用する事業所は1,980所。

前年比で135所（7.3%）増加し、届出が義務化された平成19年以降、過去最高。

○ 事業所規模別の状況（本文5㉮、本文8㉮）

外国人を雇用する事業所は、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の64.5%を占めている。同事業所で働く外国人労働者数は、外国人労働者全体の42.9%である。

次いで、「30～99人」規模の事業所が、事業所全体の22.3%、外国人労働者全体の31.3%である。

3 産業別の状況（本文4㉮、本文7㉮）

○ 外国人労働者、外国人を雇用する事業所ともに、「製造業」が最も多い。

○ 「製造業」は、外国人労働者全体の45.4%、外国人を雇用する事業所全体の31.6%、となっている。

香川労働局における「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】

(令和5年10月末時点)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、「労働政策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・助言等を行っています。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、今回、公表の数値は、令和5年10月末時点の香川労働局管内の届出件数を集計したものです。

II 届出状況のまとめ

1 外国人労働者及び外国人を雇用している事業所の状況

(1) 令和5年10月末時点で、外国人労働者数は12,302人、外国人を雇用する事業所数は1,980所であった。これは令和4年10月末時点の10,274人、1,845所と比べ、2,028人(19.7%)、135所(7.3%)増加している。

外国人労働者数及び外国人を雇用する事業所数ともに、届出が義務化された平成19年以降、過去最高。

【別表2、参考表-1】

産業別外国人労働者数をみると、「製造業」が最も多く全体の45.4%となっている。

【図7、別表4】

(2) 労働者派遣・請負事業を行っている事業所は98所、当該事業所に就労する外国人労働者は648人で、それぞれ事業所全体の4.9%、外国人労働者全体の5.3%を占めている。

これは、令和4年10月末時点の95所、692人に対し、事業所数は3所(3.2%)増加、労働者数は44人(6.4%)の減少となっている。

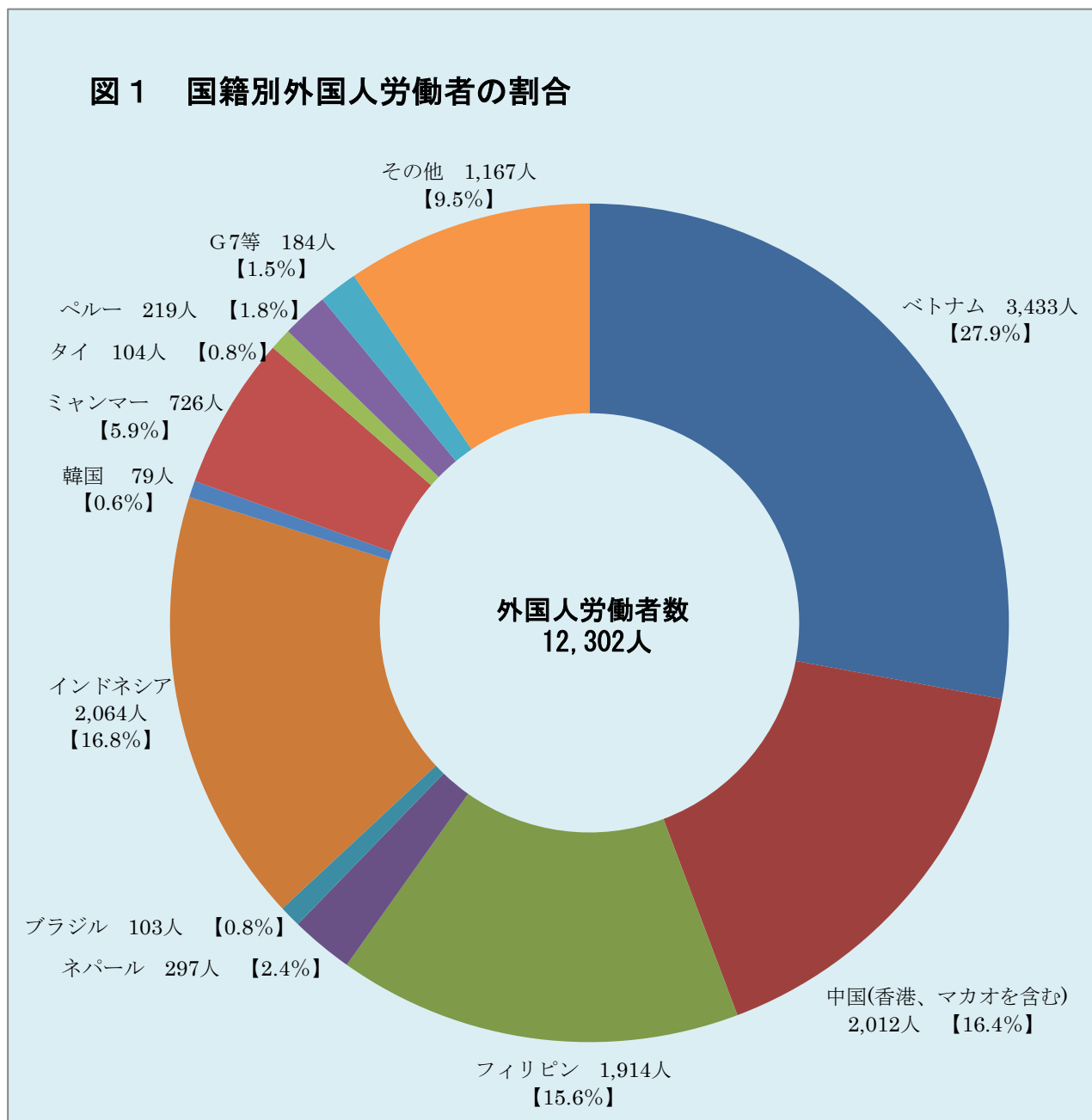
【別表2、参考表-1】

2 外国人労働者の状況

(1) 国籍別にみると、ベトナムが最も多く 3,433 人であり、外国人労働者数全体の 27.9%を占める。次いで、インドネシアが 2,064 人 (同 16.8%)、中国 (香港、マカオを含む) が 2,012 人 (同 16.4%)、フィリピンが 1,914 人 (同 15.6%) の順となっている。

ベトナムが前年比で 382 人 (12.5%)、インドネシアが 721 人 (同 53.7%)、中国は 107 人 (同 5.6%)、フィリピンは 309 人 (同 19.3%) 増加している。

【図 1、別表 1、参考表-3】

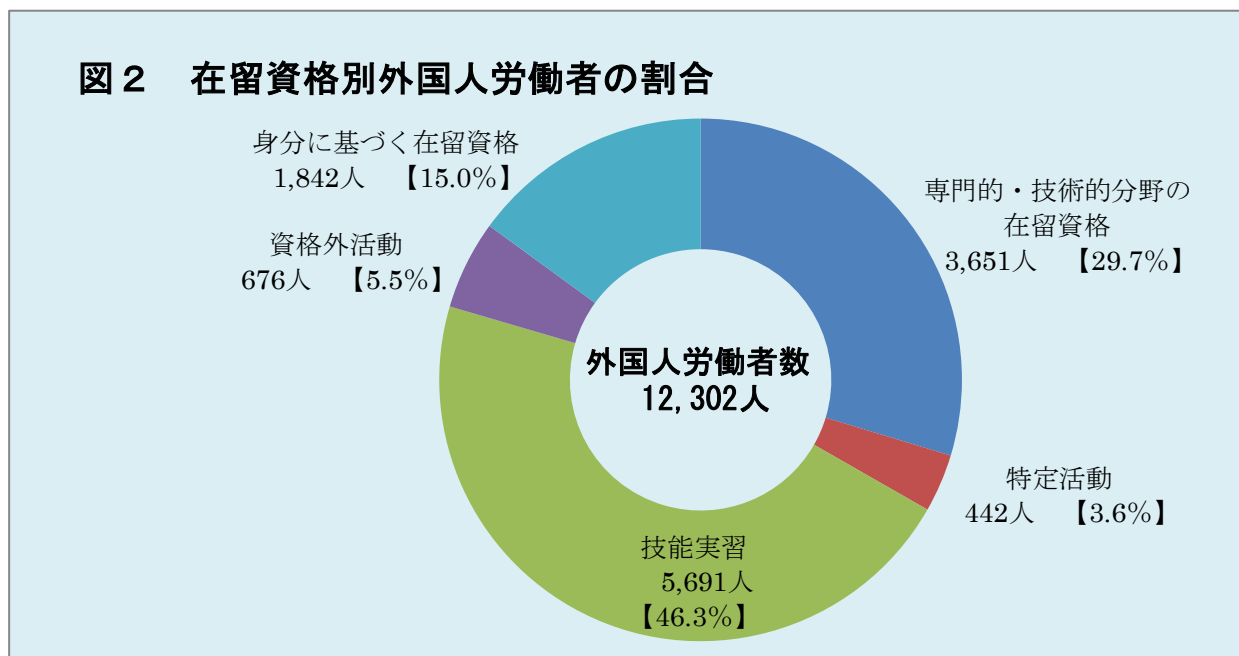


※ グラフの項目の順番は、【 】内に記載している「別表」の項目の順番に対応している。

※ グラフ内の【 %】は、構成比を表している。

(2) 在留資格別にみると、「技能実習」は5,691人と前年比で804人(16.5%)増加し、外国人労働者数全体の46.3%を占めている。「専門的・技術的分野の在留資格¹」が29.7%、次いで「身分に基づく在留資格²」が15.0%、「資格外活動(留学)」を含む「資格外活動³」が5.5%の順となっている。

「資格外活動(留学)」の外国人労働者は553人と前年比で8人(1.4%)減少、「専門的・技術的分野の在留資格」は3,651人で同1,265人(53.0%)増加している。 【図2、別表1、参考表-3】



(3) 国籍別・在留資格別にみると、ベトナムでは「技能実習」が61.7%占めており、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が26.6%を占めている。

中国では「専門的・技術的分野の在留資格」が43.4%、「技能実習」が27.7%、「身分に基づく在留資格」が23.0%となっている。

フィリピンでは「身分に基づく在留資格」が37.9%、「技能実習」が33.2%となっている。

ネパールでは「資格外活動」が58.6%を占めており、インドネシアでは「技能実習」が54.7%を占めている。

ブラジル及びペルーは「身分に基づく在留資格」の割合がそれぞれ97.1%、99.1%を占め、その内訳をみると「永住者」の割合が最も高くなっている。

韓国は「身分に基づく在留資格」72.2%、「専門的・技術的分野の在留資格」が21.5%、G7等⁴では「身分に基づく在留資格」が50.5%を占めている。

¹ 「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

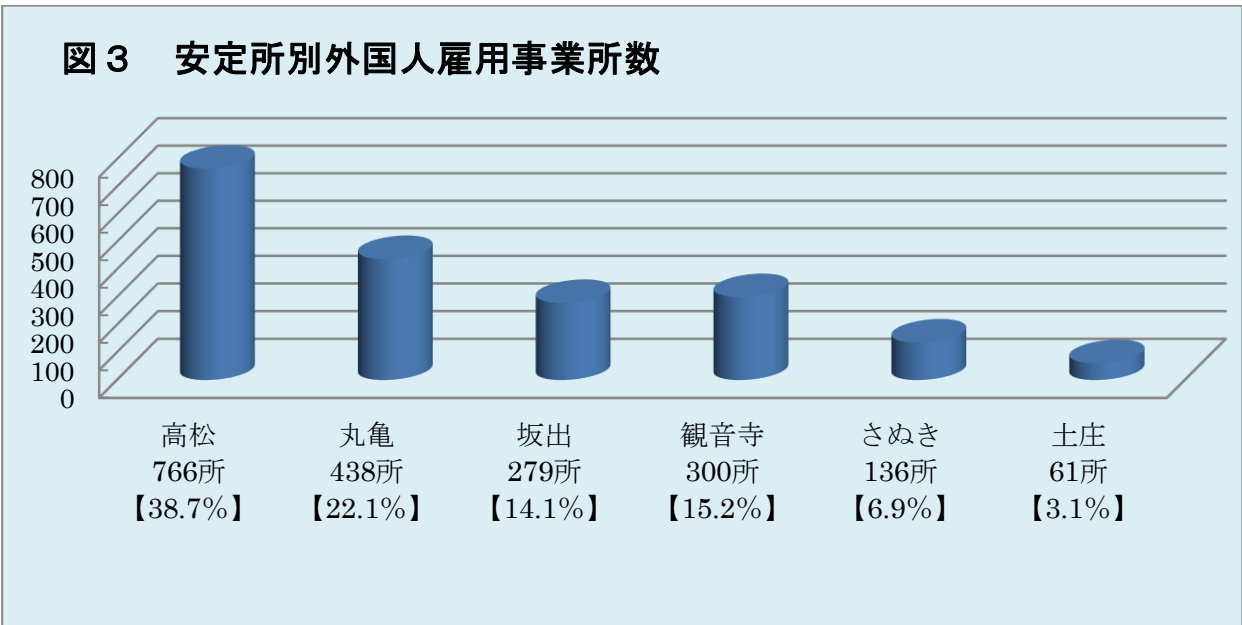
² 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

³ 「資格外活動の在留資格」には、留学生や家族滞在者のアルバイトなどが該当する。

⁴ G7等は、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

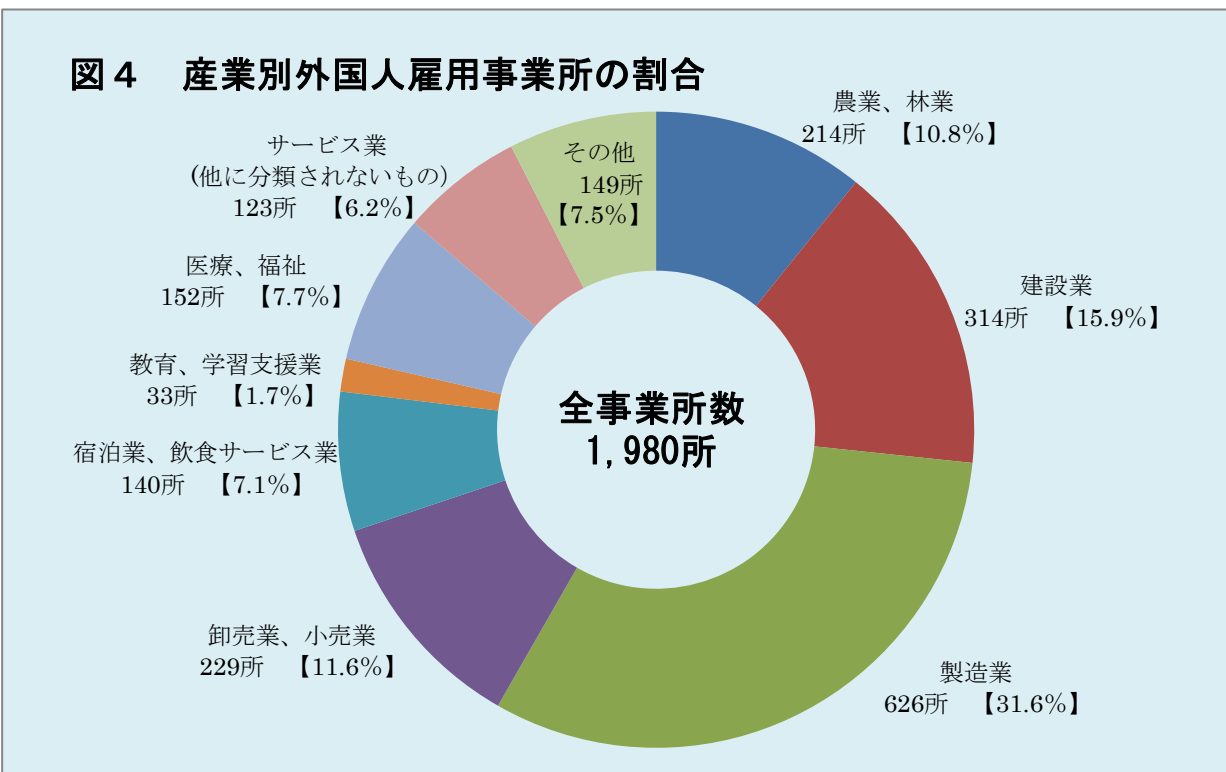
3 安定所別・産業別・事業所規模別の外国人を雇用する事業所の状況

(1) 県内安定所別の割合をみると、高松が 38.7%を占め、次いで丸亀 22.1%、観音寺 15.2%、坂出 14.1%、さぬき 6.9%、土庄 3.1%の順となっている。【図 3、別表 2】



※令和5年 10 月1日から丸亀市飯山町及び綾歌町が坂出所から丸亀所に管轄変更されているため、数値の比較には留意を要します。

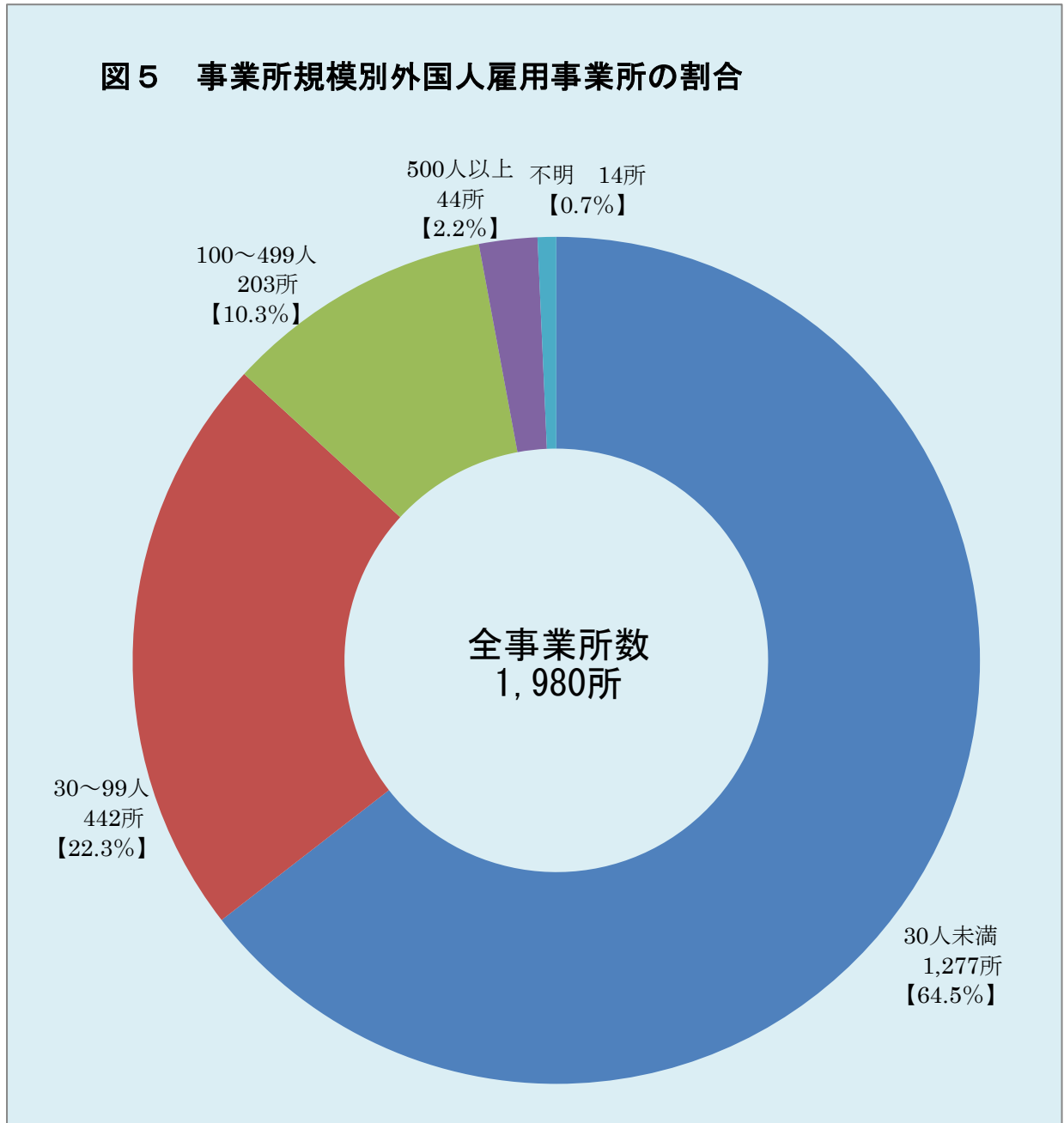
(2) 産業別の割合をみると、「製造業」が 31.6%を占め、「建設業」が 15.9%、「卸売業、小売業」が 11.6%の順となっている。
各産業の事業所数をみると、「建設業」は前年比で 10.2%増加している。
「製造業」は同 8.5%、「卸売業、小売業」は 3.6%増加している。
【図 4、別表 4、参考表-2】



(3) 事業所規模別の割合をみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の64.5%を占めている。

事業所数は、「30人未満」規模の事業所では前年比92所(7.8%)、「30～99人」規模の事業所で25所(6.0%)、「100～499人」規模の事業所で10所(5.2%)、「500人以上」規模の事業所で7所(19.0%)増加している。

【図5、別表8、参考表-2】

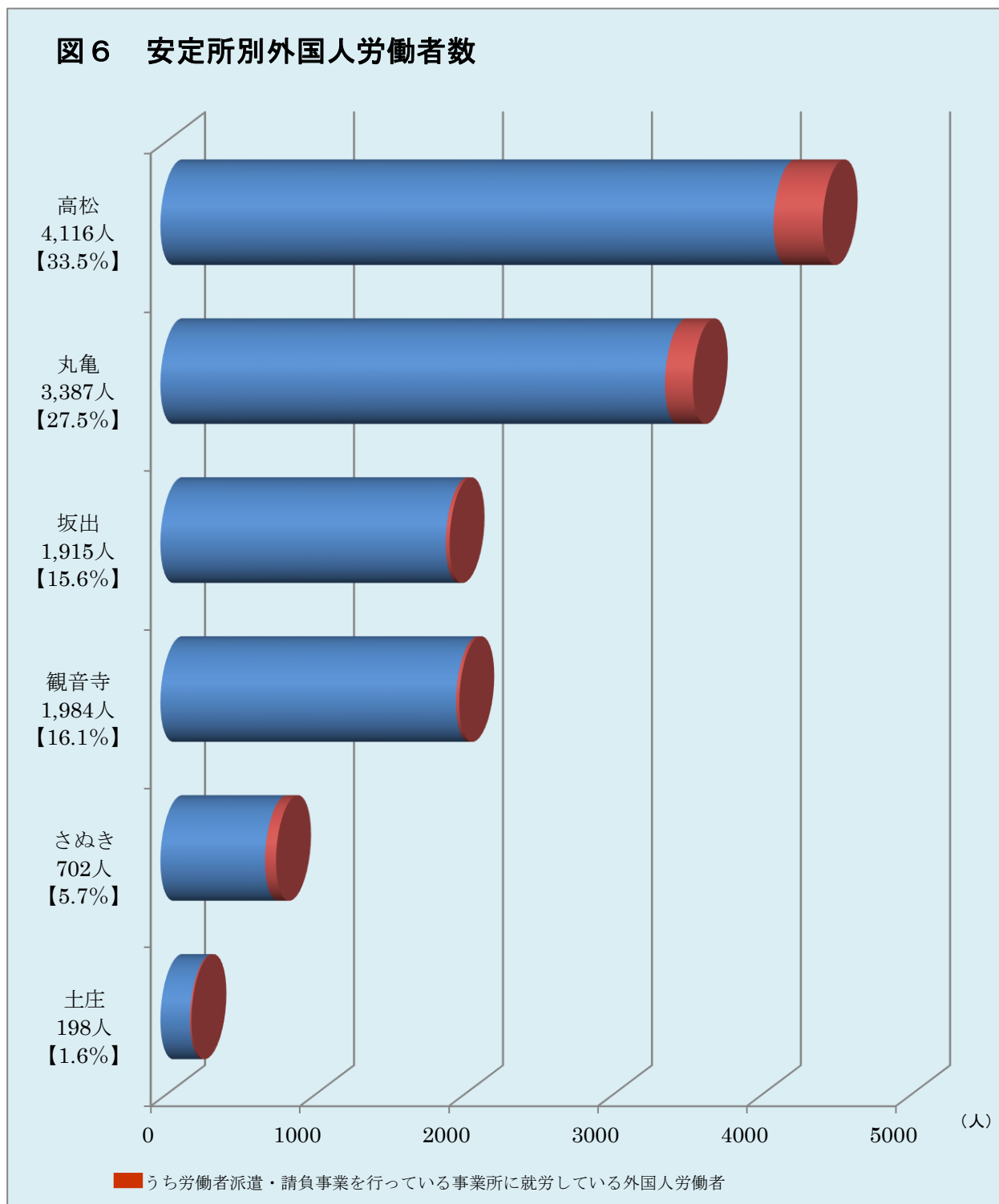


4 安定所別・産業別・事業所規模別の外国人労働者の状況

(1) 県内安定所別の割合をみると、高松 33.5%、丸亀 27.5%、観音寺 16.1%、坂出 15.6%、さぬき 5.7%、土庄 1.6%の順となっている。

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を見ると、さぬき 10.5%、高松 8.0%、丸亀 5.5%、土庄 5.1%、坂出 1.4%、観音寺 1.1%の順となっている。

【図6、別表2】



※令和5年10月1日から丸亀市飯山町及び綾歌町が坂出所から丸亀所に管轄変更されているため、数値の比較には留意を要します。

(2) 県内安定所別・在留資格別にみると、全ての安定所において「技能実習」が最も高い割合を占めており、特に観音寺では60.9%を占めている。

「技能実習」の労働者数が最も多いのは高松で1,592人、次いで丸亀1,364人、観音寺1,209人、坂出1,046人の順となっている。

「身分に基づく在留資格」の割合が高いのは土庄24.2% (48人)、高松20.1% (826人)、丸亀15.2% (516人) の順となっている。高松と丸亀の2所で、県内の「身分に基づく在留資格」の労働者数の4分の3近くを占めている。「資格外活動(留学)」は、高松が県内の8割近くを占めている。

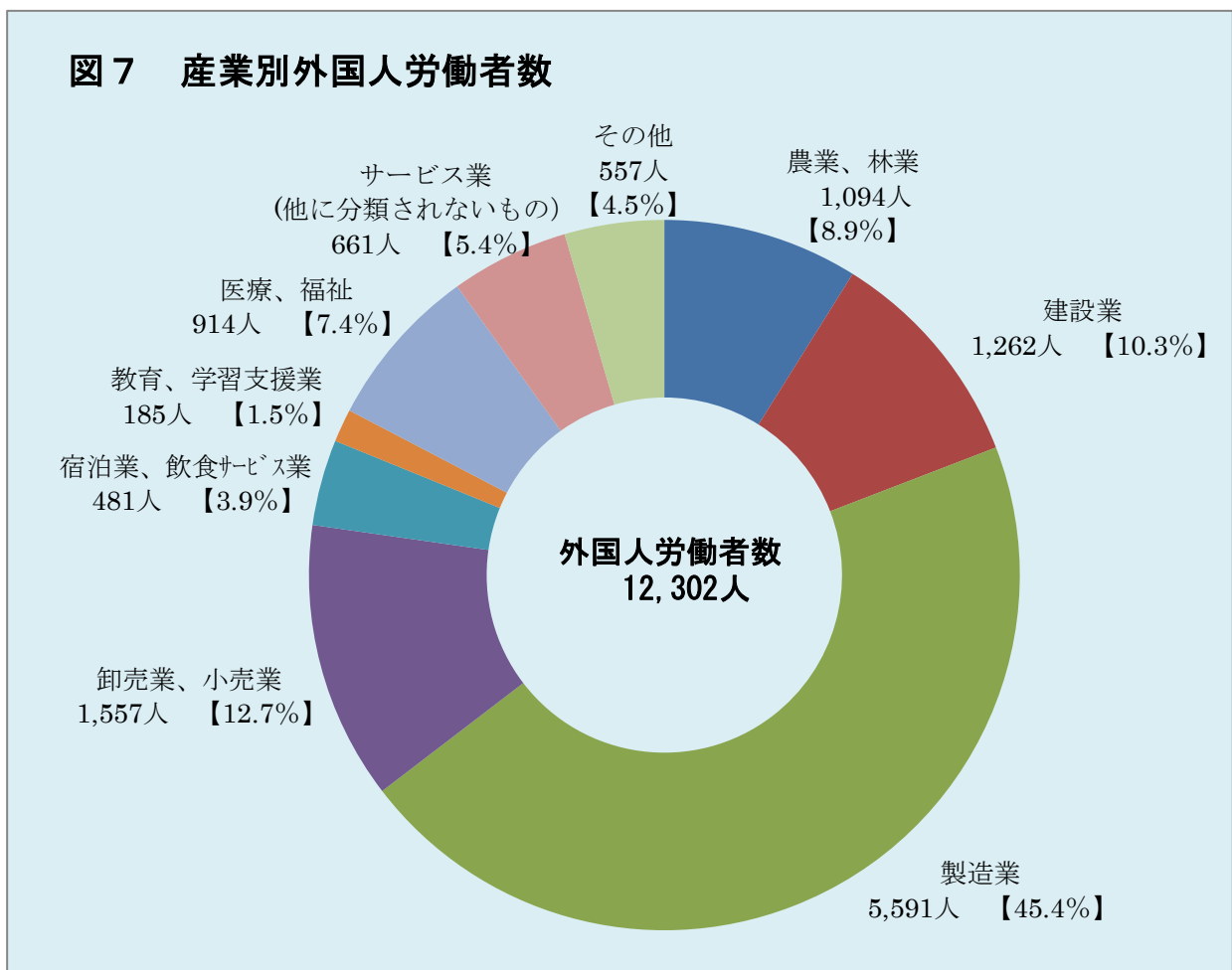
【別表3】

(3) 産業別構成比をみると、「製造業」が45.4%を占め、次いで「卸売業、小売業」が12.7%、「建設業」が10.3%、「農業」が8.9%、「医療、福祉」が7.4%、「サービス業(他に分類されないもの)」が5.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が3.9%となっている。

【図7、別表4】

また、外国人労働者の5.3%が労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労しており、その3分の1近くは「製造業」の事業所である。

【別表4】



(4) 安定所別・産業別にみると、各所とも「製造業」の割合が最も高く、観音寺では57.1%となっている。「製造業」で働く外国人労働者数が最も多いのは、丸亀 1,743人、次いで高松 1,273人、観音寺 1,133人、坂出 968人となっている。

【別表 5】

在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」では、「製造業」41.9%、「卸売業、小売業」22.2%、「建設業」7.3%、「医療、福祉」6.5%、「サービス業(他に分類されないもの)」4.9%となっている。

「技能実習」では、「製造業」51.4%、「建設業」16.1%となっている。

「資格外活動(留学)」では、「卸売業、小売業」24.8%、「医療、福祉」23.9%、「宿泊業、飲食サービス業」23.5%となっている。

「身分に基づく在留資格」では、「製造業」50.8%、「サービス業(他に分類されないもの)」10.5%、「卸売業、小売業」8.7%となっている。

【別表 6】

国籍別・産業別にみると、「製造業」の割合が高いのは、ペルー(75.3%)、ブラジル(62.1%)、フィリピン(58.3%)、ベトナム(52.7%)、中国(44.7%)である。

ネパールでは、「卸売業、小売業」が25.9%で最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が22.2%となっている。G7等⁵では、「教育、学習支援業」が53.8%と最も高い割合となっている。

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の構成比を国籍別に見ると、ネパールが16.8%と最も高い。

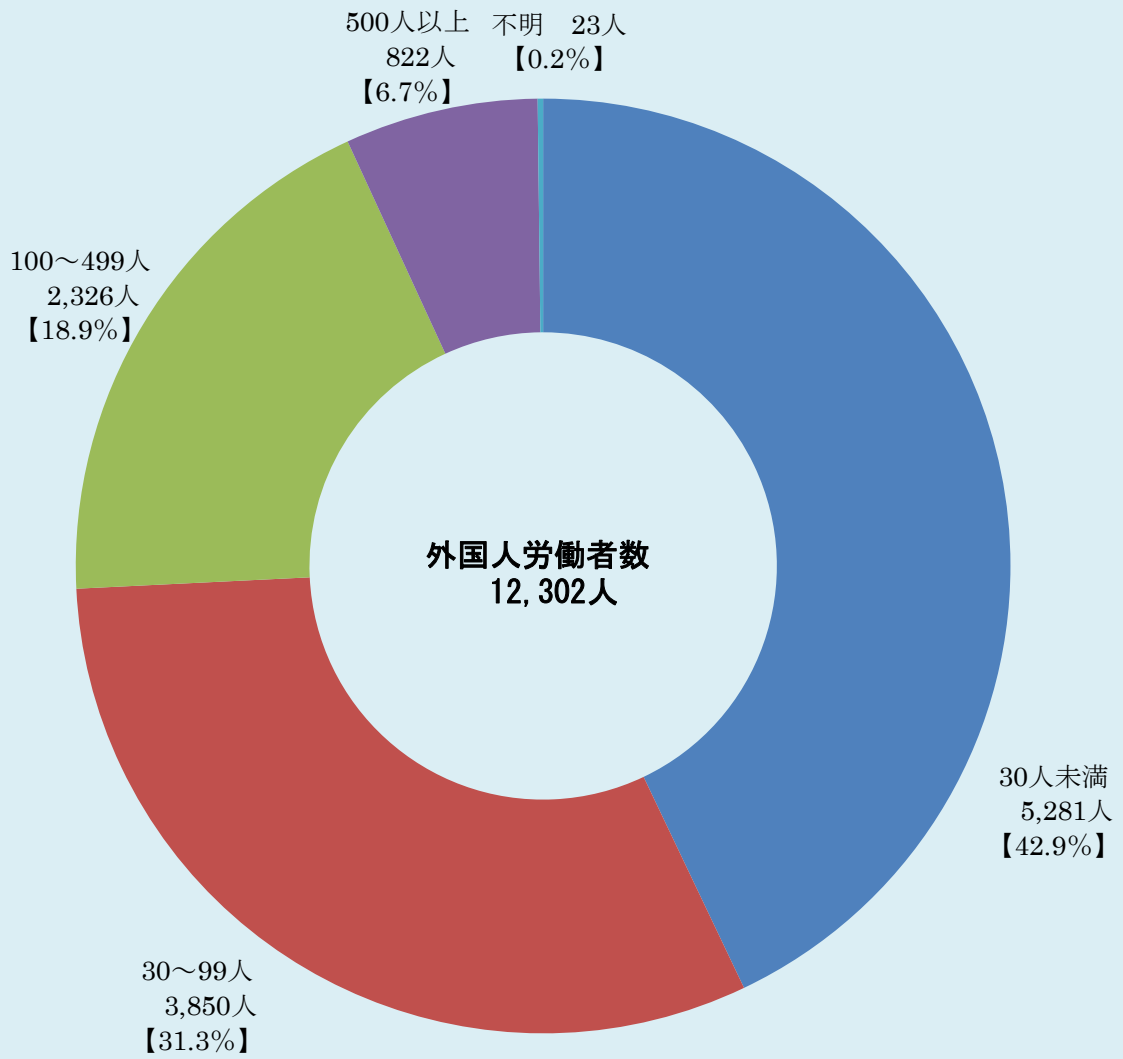
【別表 7】

(5) 事業所規模別にみると、「30人未満事業所」で就労する者が最も多く、外国人労働者数全体の42.9%を占めている。次いで、「30～99人事業所」が31.3%、「100～499人事業所」が18.9%、「500人以上事業所」が6.7%となっている。

【図 8、別表 8】

⁵ G7等は、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

図8 事業所規模別外国人労働者数



香川労働局における「外国人雇用状況」の届出状況表一覧

(令和5年10月末時点)

- [別表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数
- [別表2] 安定所別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数
- [別表3] 安定所別・在留資格別外国人労働者数
- [別表4] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数
- [別表5] 安定所別・産業別外国人労働者数
- [別表6] 在留資格別・産業別外国人労働者数
- [別表7] 国籍別・産業別外国人労働者数
- [別表8] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数
- [別表9] 安定所別・特定産業分野別外国人労働者数
(在留資格「特定技能」に限る)
- [参考表-1] 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移
- [参考表-2] 外国人雇用事業所数(産業別、事業所規模別)
- [参考表-3] 外国人労働者数(在留資格別、国籍別)

[別表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数（香川労働局）

令和5年10月末時点

（単位：人）

	全在留 資格計 (注1)	①専門的・技術的分野の 在留資格(注2)			②特定活動 (注3)	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明
		計	うち技術・人文 知識・国際業務	うち特定技能			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の 配偶者等	うち永住者の 配偶者等	うち定住者	
全国籍計	12,302	3,651 (29.7%)	821 (6.7%)	2,624 (21.3%)	442 (3.6%)	5,691 (46.3%)	676 (5.5%)	553 (4.5%)	1,842 (15.0%)	1,032 (8.4%)	353 (2.9%)	65 (0.5%)	392 (3.2%)	0 (0.0%)
ベトナム	3,433 [27.9%]	914 (26.6%)	323 (9.4%)	563 (16.4%)	159 (4.6%)	2,117 (61.7%)	202 (5.9%)	169 (4.9%)	41 (1.2%)	12 (0.3%)	26 (0.8%)	2 (0.1%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)
中国 (香港、マカオを含む)	2,012 [16.4%]	873 (43.4%)	161 (8.0%)	666 (33.1%)	35 (1.7%)	558 (27.7%)	84 (4.2%)	67 (3.3%)	462 (23.0%)	315 (15.7%)	78 (3.9%)	31 (1.5%)	38 (1.9%)	0 (0.0%)
フィリピン	1,914 [15.6%]	424 (22.2%)	25 (1.3%)	364 (19.0%)	89 (4.6%)	636 (33.2%)	40 (2.1%)	37 (1.9%)	725 (37.9%)	379 (19.8%)	100 (5.2%)	23 (1.2%)	223 (11.7%)	0 (0.0%)
ネパール	297 [2.4%]	91 (30.6%)	66 (22.2%)	11 (3.7%)	8 (2.7%)	13 (4.4%)	174 (58.6%)	124 (41.8%)	11 (3.7%)	3 (1.0%)	4 (1.3%)	1 (0.3%)	3 (1.0%)	0 (0.0%)
ブラジル	103 [0.8%]	2 (1.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	100 (97.1%)	56 (54.4%)	16 (15.5%)	0 (0.0%)	28 (27.2%)	0 (0.0%)
インドネシア	2,064 [16.8%]	762 (36.9%)	19 (0.9%)	722 (35.0%)	77 (3.7%)	1,129 (54.7%)	53 (2.6%)	53 (2.6%)	43 (2.1%)	25 (1.2%)	16 (0.8%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)
韓国	79 [0.6%]	17 (21.5%)	12 (15.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (6.3%)	4 (5.1%)	57 (72.2%)	37 (46.8%)	19 (24.1%)	0 (0.0%)	1 (1.3%)	0 (0.0%)
ミャンマー	726 [5.9%]	156 (21.5%)	37 (5.1%)	114 (15.7%)	15 (2.1%)	544 (74.9%)	8 (1.1%)	6 (0.8%)	3 (0.4%)	1 (0.1%)	2 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
タイ	104 [0.8%]	15 (14.4%)	3 (2.9%)	10 (9.6%)	1 (1.0%)	74 (71.2%)	3 (2.9%)	3 (2.9%)	11 (10.6%)	9 (8.7%)	2 (1.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ペルー	219 [1.8%]	2 (0.9%)	2 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	217 (99.1%)	109 (49.8%)	12 (5.5%)	5 (2.3%)	91 (41.6%)	0 (0.0%)
G7等(注4)	184 [1.5%]	85 (46.2%)	58 (31.5%)	0 (0.0%)	2 (1.1%)	0 (0.0%)	4 (2.2%)	3 (1.6%)	93 (50.5%)	49 (26.6%)	43 (23.4%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	86 [0.7%]	53 (61.6%)	34 (39.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.2%)	0 (0.0%)	32 (37.2%)	19 (22.1%)	12 (14.0%)	0 (0.0%)	1 (1.2%)	0 (0.0%)
うちイギリス	35 [0.3%]	9 (25.7%)	4 (11.4%)	0 (0.0%)	2 (5.7%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)	23 (65.7%)	14 (40.0%)	9 (25.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	1,167 [9.5%]	310 (26.6%)	115 (9.9%)	174 (14.9%)	55 (4.7%)	620 (53.1%)	103 (8.8%)	87 (7.5%)	79 (6.8%)	37 (3.2%)	35 (3.0%)	3 (0.3%)	4 (0.3%)	0 (0.0%)

注1： []内は、外国人労働者総数（全国籍計）に対する当該国籍の外国人労働者数の割合を示す。（ ）内は、国籍別の外国人労働者総数（全在留資格計）に対する当該在留資格の外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

注2： 「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注3： 在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

注4： G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表 2] 安定所別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（香川労働局）

令和 5 年10月末時点

（単位：所、人）

	事業所数			構成比 (注 3)	外国人労働者数			構成比 (注 3)
		うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注 1)			うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注 2)	
総計	1,980	98	[4.9%]	100.0%	12,302	648	[5.3%]	100.0%
1 高松公共職業安定所	766	44	[5.7%]	38.7%	4,116	329	[8.0%]	33.5%
2 丸亀公共職業安定所	438	27	[6.2%]	22.1%	3,387	187	[5.5%]	27.5%
3 坂出公共職業安定所	279	7	[2.5%]	14.1%	1,915	26	[1.4%]	15.6%
4 観音寺公共職業安定所	300	3	[1.0%]	15.2%	1,984	22	[1.1%]	16.1%
5 さぬき公共職業安定所	136	13	[9.6%]	6.9%	702	74	[10.5%]	5.7%
6 土庄公共職業安定所	61	4	[6.6%]	3.1%	198	10	[5.1%]	1.6%

注 1：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該各地域の外国人雇用事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注 2：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該各地域の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注 3：「構成比」欄は、事業所総数（総計）及び外国人労働者総数（総計）に対する当該地域の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

注 4：令和 5 年10月 1 日から丸亀市飯山町及び綾歌町が坂出所から丸亀所に管轄変更されているため、数値の比較には留意を要します。

[別表3] 安定所別・在留資格別外国人労働者数（香川労働局）

令和5年10月末時点

（単位：人）

	全在留資格計	①専門的・技術的分野の在留資格（注2）			②特定活動（注3）	③技能実習	④資格外活動			⑤身分に基づく在留資格					⑥不明				
		計	構成比（注1）	うち技術・人文知識・国際業務			うち特定技能	計	構成比（注1）	うち留学	計	構成比（注1）	うち永住者	うち日本人の配偶者等		うち永住者の配偶者等	うち定住者		
総数	12,302	3,651	(29.7%)	821	2,624	442	(3.6%)	5,691	(46.3%)	676	(5.5%)	553	1,842	(15.0%)	1,032	353	65	392	0
1 高松公共職業安定所	4,116	1,072	(26.0%)	410	583	125	(3.0%)	1,592	(38.7%)	501	(12.2%)	431	826	(20.1%)	517	143	20	146	0
2 丸亀公共職業安定所	3,387	1,351	(39.9%)	170	1,116	115	(3.4%)	1,364	(40.3%)	41	(1.2%)	24	516	(15.2%)	243	103	20	150	0
3 坂出公共職業安定所	1,915	416	(21.7%)	79	314	117	(6.1%)	1,046	(54.6%)	55	(2.9%)	38	281	(14.7%)	149	54	15	63	0
4 観音寺公共職業安定所	1,984	592	(29.8%)	91	479	45	(2.3%)	1,209	(60.9%)	23	(1.2%)	10	115	(5.8%)	56	27	6	26	0
5 さぬき公共職業安定所	702	180	(25.6%)	53	112	31	(4.4%)	381	(54.3%)	54	(7.7%)	49	56	(8.0%)	36	12	4	4	0
6 土庄公共職業安定所	198	40	(20.2%)	18	20	9	(4.5%)	99	(50.0%)	2	(1.0%)	1	48	(24.2%)	31	14	-	3	0

注1：（ ）内は、地域別の外国人労働者総数（全在留資格計）に対する当該在留資格の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注2：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注3：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

注4：令和5年10月1日から丸亀市飯山町及び綾歌町が坂出所から丸亀所に管轄変更されているため、数値の比較には留意を要します。

[別表4] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（香川労働局）

令和5年10月末時点

（単位：所、人）

	事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数			構成比 (注4)
		うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注2)			うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注3)	
全産業計	1,980	98	[4.9%]	100.0%	12,302	648	[5.3%]	100.0%
A 農業、林業	214	2	[0.9%]	10.8%	1,094	16	[1.5%]	8.9%
うち 農業	214	2	[0.9%]	10.8%	1,094	16	[1.5%]	8.9%
B 漁業	5	0	[0.0%]	0.3%	14	0	[0.0%]	0.1%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	4	0	[0.0%]	0.2%	8	0	[0.0%]	0.1%
D 建設業	314	5	[1.6%]	15.9%	1,262	96	[7.6%]	10.3%
E 製造業	626	37	[5.9%]	31.6%	5,591	212	[3.8%]	45.4%
うち 食料品製造業	141	5	[3.5%]	7.1%	2,050	52	[2.5%]	16.7%
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	2	0	[0.0%]	0.1%	6	0	[0.0%]	0.0%
うち 繊維工業	42	5	[11.9%]	2.1%	215	22	[10.2%]	1.7%
うち 金属製品製造業	123	6	[4.9%]	6.2%	832	28	[3.4%]	6.8%
うち 生産用機械器具製造業	31	3	[9.7%]	1.6%	354	30	[8.5%]	2.9%
うち 電気機械器具製造業	17	2	[11.8%]	0.9%	117	2	[1.7%]	1.0%
うち 輸送用機械器具製造業	122	11	[9.0%]	6.2%	1,083	44	[4.1%]	8.8%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	[100.0%]	0.1%	1	1	[100.0%]	0.0%
G 情報通信業	10	0	[0.0%]	0.5%	13	0	[0.0%]	0.1%
H 運輸業、郵便業	40	3	[7.5%]	2.0%	145	29	[20.0%]	1.2%
I 卸売業、小売業	229	6	[2.6%]	11.6%	1,557	20	[1.3%]	12.7%
J 金融業、保険業	4	1	[25.0%]	0.2%	7	1	[14.3%]	0.1%
K 不動産業、物品賃貸業	10	0	[0.0%]	0.5%	33	0	[0.0%]	0.3%
L 学術研究、専門・技術サービス業	14	1	[7.1%]	0.7%	42	4	[9.5%]	0.3%
M 宿泊業、飲食サービス業	140	2	[1.4%]	7.1%	481	2	[0.4%]	3.9%
うち 宿泊業	30	1	[3.3%]	1.5%	159	1	[0.6%]	1.3%
うち 飲食店	106	1	[0.9%]	5.4%	316	1	[0.3%]	2.6%
N 生活関連サービス業、娯楽業	22	1	[4.5%]	1.1%	178	2	[1.1%]	1.4%
O 教育、学習支援業	33	2	[6.1%]	1.7%	185	6	[3.2%]	1.5%
P 医療、福祉	152	2	[1.3%]	7.7%	914	3	[0.3%]	7.4%
うち 医療業	47	1	[2.1%]	2.4%	136	1	[0.7%]	1.1%
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	105	1	[1.0%]	5.3%	778	2	[0.3%]	6.3%
Q 複合サービス事業	23	1	[4.3%]	1.2%	68	5	[7.4%]	0.6%
R サービス業（他に分類されないもの）	123	32	[26.0%]	6.2%	661	234	[35.4%]	5.4%
うち 自動車整備業	19	0	[0.0%]	1.0%	57	0	[0.0%]	0.5%
うち 職業紹介・労働者派遣業	32	28	[87.5%]	1.6%	240	194	[80.8%]	2.0%
うち その他の事業サービス業	40	3	[7.5%]	2.0%	270	38	[14.1%]	2.2%
S 公務（他に分類されるものを除く）	15	2	[13.3%]	0.8%	47	17	[36.2%]	0.4%
T 分類不能の産業	1	0	[0.0%]	0.1%	1	0	[0.0%]	0.0%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該産業の事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注3：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注4：「産業別構成比」欄は、事業所総数（全産業計）及び外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の事業所数及び外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表5] 安定所別・産業別外国人労働者数（香川労働局）

令和5年10月末時点

（単位：人）

	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、 飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に 分類されないもの）	
			構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)
総数	12,302	1,262	10.3%	5,591	45.4%	13	0.1%	1,557	12.7%	481	3.9%	185	1.5%	914	7.4%	661	5.4%
1 高松公共職業安定所	4,116	572	13.9%	1,273	30.9%	12	0.3%	574	13.9%	279	6.8%	138	3.4%	399	9.7%	460	11.2%
2 丸亀公共職業安定所	3,387	350	10.3%	1,743	51.5%	1	0.0%	705	20.8%	123	3.6%	19	0.6%	135	4.0%	94	2.8%
3 坂出公共職業安定所	1,915	182	9.5%	968	50.5%	-	0.0%	109	5.7%	36	1.9%	6	0.3%	186	9.7%	75	3.9%
4 観音寺公共職業安定所	1,984	104	5.2%	1,133	57.1%	-	0.0%	107	5.4%	19	1.0%	20	1.0%	29	1.5%	29	1.5%
5 さぬき公共職業安定所	702	38	5.4%	376	53.6%	-	0.0%	45	6.4%	5	0.7%	2	0.3%	143	20.4%	2	0.3%
6 土庄公共職業安定所	198	16	8.1%	98	49.5%	-	0.0%	17	8.6%	19	9.6%	-	0.0%	22	11.1%	1	0.5%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2：「構成比」欄は、地域別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注3：令和5年10月1日から丸亀市飯山町及び綾歌町が坂出所から丸亀所に管轄変更されているため、数値の比較には留意を要します。

[別表6] 在留資格別・産業別外国人労働者数（香川労働局）

令和5年10月末時点

（単位：人）

	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分類されないもの）	
			構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）
総数	12,302	1,262	10.3%	5,591	45.4%	13	0.1%	1,557	12.7%	481	3.9%	185	1.5%	914	7.4%	661	5.4%
①専門的・技術的分野の在留資格（注3）	3,651	268	7.3%	1,531	41.9%	7	0.2%	809	22.2%	124	3.4%	62	1.7%	239	6.5%	179	4.9%
うち技術・人文知識・国際業務	821	70	8.5%	279	34.0%	6	0.7%	121	14.7%	66	8.0%	46	5.6%	13	1.6%	136	16.6%
うち特定技能	2,624	191	7.3%	1,189	45.3%	0	0.0%	683	26.0%	28	1.1%	-	0.0%	184	7.0%	39	1.5%
②特定活動（注4）	442	24	5.4%	139	31.4%	0	0.0%	19	4.3%	42	9.5%	-	0.0%	180	40.7%	11	2.5%
③技能実習	5,691	918	16.1%	2,924	51.4%	0	0.0%	414	7.3%	29	0.5%	-	0.0%	258	4.5%	180	3.2%
④資格外活動	676	2	0.3%	62	9.2%	2	0.3%	155	22.9%	164	24.3%	35	5.2%	136	20.1%	97	14.3%
うち留学	553	2	0.4%	34	6.1%	2	0.4%	137	24.8%	130	23.5%	33	6.0%	132	23.9%	73	13.2%
⑤身分に基づく在留資格	1,842	50	2.7%	935	50.8%	4	0.2%	160	8.7%	122	6.6%	88	4.8%	101	5.5%	194	10.5%
うち永住者	1,032	34	3.3%	452	43.8%	2	0.2%	89	8.6%	71	6.9%	62	6.0%	72	7.0%	128	12.4%
うち日本人の配偶者等	353	11	3.1%	161	45.6%	2	0.6%	36	10.2%	23	6.5%	26	7.4%	25	7.1%	34	9.6%
うち永住者の配偶者等	65	1	1.5%	45	69.2%	0	0.0%	6	9.2%	5	7.7%	-	0.0%	-	0.0%	3	4.6%
うち定住者	392	4	1.0%	277	70.7%	0	0.0%	29	7.4%	23	5.9%	-	0.0%	4	1.0%	29	7.4%
⑥不明	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2：「構成比」欄は、在留資格別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注3：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注4：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

[別表7] 国籍別・産業別外国人労働者数（香川労働局）

令和5年10月末時点

（単位：人）

	全産業計			うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分類されないもの）	
		うち派遣・請負事業所	[比率] (注2)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)
全国籍計	12,302	648	5.3%	1,262	10.3%	5,591	45.4%	13	0.1%	1,557	12.7%	481	3.9%	185	1.5%	914	7.4%	661	5.4%
ベトナム	3,433	145	4.2%	492	14.3%	1,810	52.7%	-	0.0%	323	9.4%	119	3.5%	3	0.1%	218	6.4%	169	4.9%
中国 (香港、マカオを含む)	2,012	77	3.8%	47	2.3%	900	44.7%	7	0.3%	712	35.4%	61	3.0%	37	1.8%	61	3.0%	72	3.6%
フィリピン	1,914	150	7.8%	120	6.3%	1,116	58.3%	1	0.1%	152	7.9%	72	3.8%	7	0.4%	150	7.8%	147	7.7%
ネパール	297	50	16.8%	12	4.0%	39	13.1%	1	0.3%	77	25.9%	66	22.2%	2	0.7%	29	9.8%	62	20.9%
ブラジル	103	11	10.7%	7	6.8%	64	62.1%	-	0.0%	9	8.7%	2	1.9%	1	1.0%	1	1.0%	9	8.7%
インドネシア	2,064	70	3.4%	373	18.1%	890	43.1%	2	0.1%	138	6.7%	26	1.3%	1	0.0%	296	14.3%	63	3.1%
韓国	79	7	8.9%	6	7.6%	17	21.5%	-	0.0%	8	10.1%	12	15.2%	12	15.2%	11	13.9%	3	3.8%
ミャンマー	726	49	6.7%	143	19.7%	301	41.5%	-	0.0%	21	2.9%	14	1.9%	1	0.1%	118	16.3%	72	9.9%
タイ	104	2	1.9%	2	1.9%	8	7.7%	-	0.0%	5	4.8%	3	2.9%	1	1.0%	1	1.0%	7	6.7%
ペルー	219	20	9.1%	14	6.4%	165	75.3%	-	0.0%	6	2.7%	10	4.6%	1	0.5%	1	0.5%	9	4.1%
G7等(注4)	184	18	9.8%	1	0.5%	22	12.0%	1	0.5%	3	1.6%	8	4.3%	99	53.8%	10	5.4%	3	1.6%
うちアメリカ	86	9	10.5%	-	0.0%	6	7.0%	-	0.0%	-	0.0%	1	1.2%	53	61.6%	3	3.5%	2	2.3%
うちイギリス	35	6	17.1%	-	0.0%	3	8.6%	-	0.0%	1	2.9%	2	5.7%	19	54.3%	1	2.9%	-	0.0%
その他	1,167	49	4.2%	45	3.9%	259	22.2%	1	0.1%	103	8.8%	88	7.5%	20	1.7%	18	1.5%	45	3.9%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2：「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該国籍の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注4：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表 8] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（香川労働局）

令和 5 年10月末時点

（単位：所、人）

	事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数			構成比 (注4)	一事業所あたりの 外国人労働者数		
		うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注1)			うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注2)			うち派遣・請負 事業所(注3)	
全事業所規模計	1,980	98	[4.9%]	100.0%	12,302	648	[5.3%]	100.0%	6.2	6.6	
事業所 労働者 数	30人未満	1,277	49	[3.8%]	64.5%	5,281	370	[7.0%]	42.9%	4.1	7.6
	30～99人	442	26	[5.9%]	22.3%	3,850	141	[3.7%]	31.3%	8.7	5.4
	100～499人	203	17	[8.4%]	10.3%	2,326	89	[3.8%]	18.9%	11.5	5.2
	500人以上	44	6	[13.6%]	2.2%	822	48	[5.8%]	6.7%	18.7	8.0
	不明	14	-	[0.0%]	0.7%	23	-	[0.0%]	0.2%	1.6	0.0

注1：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該事業所規模の事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注2：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数（全事業所規模計）及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表9] 安定所別・特定産業分野別外国人労働者数（在留資格「特定技能」に限る）（香川労働局）

令和5年10月末時点

（単位：人）

	特定産業 分野 (注) 計	介護	ビルク リーニン グ	素形材・産 業機械・電 気電子情報 関連製造業	建設	造船・ 舶用工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業
総数	2,624	196	16	322	248	962	41	0	8	259	25	525	22
1 高松公共職業安定所	583	98	13	165	95	42	35	0	3	38	12	72	10
2 丸亀公共職業安定所	1,116	19	3	73	76	848	0	0	5	31	2	51	8
3 坂出公共職業安定所	314	38	0	10	30	66	0	0	0	29	0	139	2
4 観音寺公共職業安定所	479	6	0	37	43	6	3	0	0	153	4	226	1
5 さぬき公共職業安定所	112	25	0	37	3	0	3	0	0	8	7	29	0
6 土庄公共職業安定所	20	10	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8	1

注1：特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）において定められた12分野をいう。

注2：令和5年10月1日から丸亀市飯山町及び綾歌町が坂出所から丸亀所に管轄変更されているため、数値の比較には留意を要します。

[参考表-1] 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移

(単位：所、人、%)

	事業所数		対前年 増減比	外国人労働者数			対前年 増減比	
		()			男性	女性		
令和2年	1,777	(103)	8.4	10,422	(904)	5,990	4,432	2.4
令和3年	1,896	(102)	6.7	9,955	(779)	5,592	4,363	▲4.5
令和4年	1,845	(95)	▲2.7	10,274	(692)	5,941	4,333	3.2
令和5年	1,980	(98)	7.3	12,302	(648)	7,408	4,894	19.7

注1: 事業所数、外国人労働者数ともに、各年10月末時点。

注2: ()内は、各年10月末時点における事業所のうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び同事業所に就業している外国人労働者数を示す。割合の数値は小数点以下第2位を四捨五入している。

なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

[参考表-2] 外国人雇用事業所数（産業別、事業所規模別）

(単位：所、%)

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		
		対前年 増減比		対前年 増減比		対前年 増減比		対前年 増減比	
事業所総数	1,777	▲10.3	1,896	6.7	1,845	▲2.7	1,980	7.3	
産業別	建設業	253	▲19.4	282	11.5	285	1.1	314	10.2
	製造業	594	▲5.1	595	0.2	577	▲3.0	626	8.5
	情報通信業	13	30.0	14	7.7	11	▲21.4	10	▲9.1
	卸売業、小売業	214	▲6.6	238	11.2	221	▲7.1	229	3.6
	宿泊業、飲食サービス業	127	▲9.3	144	13.4	129	▲10.4	140	8.5
	教育、学習支援業	33	0.0	33	0.0	32	▲3.0	33	3.1
	医療、福祉	99	▲34.9	129	30.3	142	10.1	152	7.0
	サービス業（他に分類されないもの）	120	▲2.4	131	9.2	123	▲6.1	123	0.0
	その他	324	▲8.2	330	1.9	325	▲1.5	353	8.6
事業所規模別	30人未満	1,150	▲9.9	1,230	7.0	1,185	▲3.7	1,277	7.8
	30~99人	380	▲14.0	407	7.1	417	2.5	442	6.0
	100~499人	189	▲6.9	198	4.8	193	▲2.5	203	5.2
	500人以上	50	13.6	52	4.0	37	▲28.8	44	18.9
	不明	8	▲42.9	9	12.5	13	44.4	14	7.7

注1: 事業所数、外国人労働者数ともに、各年10月末時点。

注2: 本表の産業別のデータは、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。

[参考表-3] 外国人労働者数(在留資格別、国籍別)

(単位：人、%)

		令和2年	対前年 増減比	令和3年	対前年 増減比	令和4年	対前年 増減比	令和5年	対前年 増減比
外国人労働者総数		10,422	▲ 15.3	9,955	▲ 4.5	10,274	3.2	12,302	19.7
在留資格別	専門的・技術的分野の在留資格	880	▲ 75.9	1,406	59.8	2,386	69.7	3,651	53.0
	うち技術・人文知識・国際業務	670	▲ 18.4	726	8.4	703	▲ 3.2	821	16.8
	特定活動	511	15.6	527	3.1	523	▲ 0.8	442	▲ 15.5
	技能実習	6,275	10.3	5,221	▲ 16.8	4,887	▲ 6.4	5,691	16.5
	資格外活動	896	32.5	830	▲ 7.4	661	▲ 20.4	676	2.3
	うち留学	806	45.8	732	▲ 9.2	561	▲ 23.4	553	▲ 1.4
	身分に基づく在留資格	1,860	1.0	1,971	6.0	1,817	▲ 7.8	1,842	1.4
	うち永住者	1,013	▲ 1.8	1,091	7.7	1,011	▲ 7.3	1,032	2.1
	うち日本人の配偶者等	420	19.0	404	▲ 3.8	355	▲ 12.1	353	▲ 0.6
	うち永住者の配偶者	47	▲ 27.7	59	25.5	57	▲ 3.4	65	14.0
	うち定住者	380	▲ 3.1	417	9.7	394	▲ 5.5	392	▲ 0.5
不明	0		0		0		0		
国籍別	ベトナム	3,184	▲ 7.3	3,271	2.7	3,051	▲ 6.7	3,433	12.5
	中国(香港、マカオを含む)	2,782	38.3	2,171	▲ 22.0	1,905	▲ 12.3	2,012	5.6
	フィリピン	1,481	▲ 22.6	1,451	▲ 2.0	1,605	10.6	1,914	19.3
	ネパール	185	▲ 37.7	209	13.0	238	13.9	297	24.8
	ブラジル	130	26.2	121	▲ 6.9	105	▲ 13.2	103	▲ 1.9
	インドネシア	905	▲ 56.2	911	0.7	1,343	47.4	2,064	53.7
	韓国	99	25.3	105	6.1	79	▲ 24.8	79	0.0
	ミャンマー	441	▲ 39.3	514	16.6	559	8.8	726	29.9
	タイ	93	▲ 10.6	81	▲ 12.9	75	▲ 7.4	104	38.7
	ペルー	176	▲ 19.6	205	16.5	205	0.0	219	6.8
	G7等	172	▲ 6.5	177	2.9	176	▲ 0.6	184	4.5
	うちアメリカ	83	▲ 3.5	84	1.2	87	3.6	86	▲ 1.1
	うちイギリス	26	▲ 25.7	28	7.7	28	0.0	35	25.0
	その他	774	▲ 33.7	739	▲ 4.5	933	26.3	1,167	25.1

注1:各年10月末時点。

注2:在留資格「特定技能」は、「専門的・技術的分野の在留資格」に含む。